

平成 30 年度重点施策推進経費による区の実施（住之江区）

地域による人と家の見守り活動支援事業について

趣旨

住之江区では、平成 30 年度より地域福祉のネットワークを活用した予防的な空家等対策として、「地域による人と家の見守り活動支援事業」を実施しています。

「地域による人と家の見守り活動支援事業」では、大阪市住之江区社会福祉協議会に委託し、平成 30 年 7 月に中間支援組織「人と家の見守り活動支援センター（以下、「支援センター」と言う）」を設立し、高齢者をはじめとした家屋の所有者や管理者が抱える課題に対応し、協力事業者等への橋渡しを行うことで、家屋の管理や活用に関する支援を行います。

地域福祉のネットワークにおいては、福祉関連団体や地域団体等が日常的に高齢者等の支援をするなかで、高齢者等が居住する家屋が空家になる情報を事前に捉える機会があることから、支援センターは「家に関する相談窓口」として、これらの団体等と連携していきます。

支援センターの役割

1. 家屋所有者への相談対応と支援等
 - 所有者の課題整理
 - 協力事業者等の紹介
 - 紹介時の支援
2. 支援センターの利用促進
 - 福祉関連団体等への事業周知と啓発等にかかる協力依頼
3. 人と家の見守り体制の整備
 - 協力事業者等との適正なネットワークづくり
 - 福祉関連団体等との連携強化

